



宮崎県公報

令和2年3月25日(水曜日) 号外 第7号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目次

規則	頁
○宮崎県統計条例施行規則……………(統計調査課) 1	
○宮崎県損害賠償責任審査会規則……………(人事課) 5	
○宮崎県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(税務課) 6	
○食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………(衛生管理課) 6	
○宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境管理課) 6	

規 則

宮崎県統計条例施行規則をここに公布する。
令和2年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第17号

宮崎県統計条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県統計条例(昭和31年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(県指定統計調査であること等の明示)

第3条 知事は、県指定統計調査を行うに当たっては、その報告を求める個人又は法人その他の団体に対し、当該調査が県指定統計調査に該当する旨並びに当該調査について条例第4条及び第8条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

(統計調査員証)

第4条 知事は、統計調査員に対し、その身分を示す統計調査員証(別記様式第1号)を交付するものとする。

2 統計調査員は、県指定統計調査に関する事務に従事するときは、統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(立入検査をする統計調査員その他の職員の証明書)

第5条 条例第8条第2項の証明書の様式は、別記様式第2号によるものとする。

(調査票情報の提供に係る手続等)

第6条 条例第12条の規定により知事に調査票情報の提供を依頼しようとする者(以下「提供申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供申出書」という。)に、知事が当該調査票情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、知事に提出することにより、調査票情報の提供の依頼の申出をするものとする。

- (1) 国の行政機関又は他の地方公共団体の名称
- (2) 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
- (3) 調査票情報に係る県統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- (4) 調査票情報の利用目的
- (5) 調査票情報の利用場所

2 知事は、前項の規定により提出された提供申出書及びこれに添付すべき資料(以下この項において「提供申出書等」という。)に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

第7条 知事は、前条第1項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る調査票情報の提供を行う旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る調査票情報の提供の実施を求めるときは、その旨を記載した調査票情報提供依頼書を知事に提出するものとする。

（調査票情報の適正な管理）

第8条 条例第13条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める措置は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるものとする。

組織的管理措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。 2 調査票情報に係る管理簿を整備すること。 3 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。 4 調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。 5 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。
人的管理措置	調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。
物理的管理措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査票情報を取り扱う区域を特定すること。 2 調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置を講ずること。 3 調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止及び災害からの保護のための措置を講ずること。 4 調査票情報を削除し、又は調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
技術的管理措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。 2 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。 3 調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
その他の管理措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査票情報の取扱いに関する業務を委託しようとするときは、あらかじめ、当該委託を受けようとする者及び当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者が、次に掲げる者に該当しない者であることを確認すること（当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者にあつては、(3)及び(4)を除く。）。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 統計法（平成19年法律第53号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例若しくは宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）若しくはこれらの条例に基づく規則（以下「関係法令」という。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） (3) 法人等であつて、その役員のうち(1)又は(2)に該当する者がある者 (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者 (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、調査票情報を利用して不適切な行為をしたこと、関係法令の規定に反したこと等により調査票情報を提供することが不適切であると知事が認めた者 2 調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。 3 2の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(表面)

9.0cm

第 号	
宮崎県統計条例第 8 条の規定による立入検査証	
(写真)	(県指定統計調査名)
	(職名及び氏名)
この者は、宮崎県統計条例第 8 条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明する。	
有効期限 年 月 日	
年 月 日	
宮崎県知事 印	

5.5cm

(裏面)

9.0cm

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 立入検査を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 この証明書は、有効期限の経過その他証明書を返納すべき事由が生じたときは、直ちに発行者に返納しなければならない。 <p style="text-align: center;">宮崎県統計条例 (抄)</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第 8 条 知事等は、県指定統計調査の正確な報告を求めるとき必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 第 8 条第 1 項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>照会・連絡先</p>
--

5.5cm

宮崎県損害賠償責任審査会規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第18号

宮崎県損害賠償責任審査会規則

(設置)

第1条 次に掲げる事項を処理するため、宮崎県損害賠償責任審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年宮崎県条例第8号)第2条に規定する知事等の損害賠償責任の一部免責に関する審査

(2) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第19条の2に規定する役員等の損害賠償責任の免除に関する審査

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

(組織)

第2条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、総務部次長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第3条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員(副会長を含む。以下同じ。)の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、急施を要する事案及び軽易な事案については、前3項の規定にかかわらず、書面審議をもって会議に代えることができる。

(関係職員の出頭等)

第5条 会長は、必要があるときは、関係職員に対し、出頭又は書類の提出を求め、意見を聴くことができる。

2 会長は、必要があるときは、関係機関の長に対し、必要な事項の報告又は書類の提出を求めることができる。

(審査結果の報告)

第6条 会長は、審査会の審査の結果を知事に報告しなければならない。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部人事課行政改革推進室において総括し、及び処理する。ただし、第1条第1号に掲げる事項に関するものであって、次の各号に該当するものについては、当該各号に掲げる課又は事務局が処理するものとする。

(1) 企業局に係るもの 企業局総務課

(2) 病院局に係るもの 病院局経営管理課

(3) 県議会事務局に係るもの 県議会事務局総務課

(4) 教育委員会に係るもの 教育委員会事務局教育政策課

(5) 選挙管理委員会に係るもの 総務部市町村課

(6) 人事委員会に係るもの 人事委員会事務局

(7) 監査委員及び監査事務局に係るもの 監査事務局

(8) 公安委員会及び警察本部に係るもの 警察本部監察課

(9) 労働委員会に係るもの 労働委員会事務局

(10) 収用委員会に係るもの 県土整備部用地対策課

(11) 海区漁業調整委員会に係るもの 海区漁業調整委員会事務局

(12) 内水面漁場管理委員会に係るもの 内水面漁場管理委員会事務局

2 前項本文の規定にかかわらず、第1条第2号に掲げる事項に関するものであって、公立大学法人宮崎県立看護大学に係るものについては、福祉保健部医療薬務課が処理するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

総務部総務課長

総務部人事課長

総務部人事課行政改革推進室長
 総務部財政課長
 会計管理局会計課長
 県議会事務局総務課長
 教育委員会事務局教育政策課長
 警察本部監察課長

宮崎県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第19号

宮崎県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮崎県税条例の一部を改正する条例（令和 2 年宮崎県条例第 11 号）の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日とする。

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第20号

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行条例施行規則（平成 12 年宮崎県規則第 107 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（基準の一部緩和）</p> <p>第 2 条 営業が次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>条例第 3 条第 3 項</u>の規定により、同条第 1 項の基準の一部を緩和することができる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>2 前項各号に規定する場合のほか、次の各号に掲げる簡易な営業の施設に係る公衆衛生上の基準は、<u>条例別表第 2 及び別表第 3</u>の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p><u>（食品衛生責任者を定めておかなければならない施設）</u></p> <p>第 3 条 <u>条例別表第 1 の 8 の項の（1）に規定する知事が別に定める施設は、飲食店営業、菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、乳製品製造業、食肉処理業、食肉販売業、魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業及び缶詰又は瓶詰食品製造業を営む施設とする。</u></p> <p><u>（定期的に製品の検査をしなければならない施設）</u></p> <p>第 4 条 <u>条例別表第 1 の 9 の項の（4）に規定する知事が別に定める施設は、乳処理業、乳製品製造業、食肉製品製造業、魚肉ねり製品製造業（魚肉のハム又はソーセージ類を製造するものに限る。）及び清涼飲料水製造業（炭酸を含有するものを製造するものを除く。）を営む施設とする。</u></p>	<p>（基準の一部緩和）</p> <p>第 2 条 営業が次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>条例第 2 条第 3 項</u>の規定により、同条第 1 項の基準の一部を緩和することができる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>2 前項各号に規定する場合のほか、次の各号に掲げる簡易な営業の施設に係る公衆衛生上の基準は、<u>条例別表第 1 及び別表第 2</u>の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第21号

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和 60 年宮崎県規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第4条第2項第3号の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(浄化槽管理者に対する通知)</p> <p>第12条 条例第12条第2項の規定による浄化槽管理者に対する通知は、書面により行わなければならない。</p> <p>第13条～第16条 [略]</p> <p>様式第9号 (第13条関係) [略]</p> <p>様式第10号 (第15条関係) [略]</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第4条第2項第3号の規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 第4号の規定により浄化槽管理士免状の写しを提出した浄化槽管理士(次号において「対象浄化槽管理士」という。)に対する第12条に定める研修の受講に係る計画を記載した書面</u></p> <p><u>(11) 対象浄化槽管理士が条例第3条第2項の登録の有効期間の満了の日以前3年以内に第12条に定める研修を受講したことを証する書面の写し(条例第3条第3項の規定による更新の登録を受けようとする場合に限る。)</u></p> <p><u>(浄化槽管理士に対する研修)</u></p> <p><u>第12条 条例第12条第2項の規則で定める研修は、知事、知事が別に指定する者又は知事が認める者が実施するもので、次に掲げる事項を内容とする研修とする。</u></p> <p><u>(1) 浄化槽の保守点検の業務に必要な知識及び技能に関する事項</u></p> <p><u>(2) その他知事が必要と認める事項</u></p> <p>(浄化槽管理者に対する通知)</p> <p>第13条 条例第12条第3項の規定による浄化槽管理者に対する通知は、書面により行わなければならない。</p> <p>第14条～第17条 [略]</p> <p>様式第9号 (第14条関係) [略]</p> <p>様式第10号 (第16条関係) [略]</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める措置)
- 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(令和2年宮崎県条例第21号)附則第2項の規則で定める措置は、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に必要な知識及び技能に関する研修を受けさせるための計画を立てる措置とする。
(経過措置)
- この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間に条例第3条第2項の登録の有効期間が満了する場合において、条例第3条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、第4条第3項第11号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

